

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月27日
【事業年度】	第10期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	アライドアーキテツ株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 壮秀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 長井 宏和
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 長井 宏和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	2,163,683
経常利益 (千円)	-	-	-	-	219,802
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	119,867
包括利益 (千円)	-	-	-	-	127,826
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,509,263
総資産額 (千円)	-	-	-	-	1,897,369
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	351.28
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	27.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	26.16
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	79.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	7.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	36.37
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	77,983
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	130,534
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	-	11,458
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	-	1,313,864
従業員数 (人)	-	-	-	-	162

(注) 1. 第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 自己資本利益率の算定における自己資本については、期末自己資本を使用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高 (千円)	412,229	568,581	1,074,871	1,702,503	2,131,016
経常利益又は経常損失 (千円)	3,436	3,978	163,109	305,287	239,025
当期純利益又は当期純損失 (千円)	3,966	5,050	134,911	193,311	139,091
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	147,116	147,116	189,229	591,872	597,685
発行済株式総数 (株)	34,780	34,780	36,611	4,233,400	4,295,900
純資産額 (千円)	156,940	151,889	371,026	1,369,625	1,525,522
総資産額 (千円)	241,395	254,443	593,647	1,723,540	1,910,562
1株当たり純資産額 (円)	4,512.37	43.67	101.34	323.52	355.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	117.19	1.45	38.11	51.99	32.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	51.56	30.35
自己資本比率 (%)	65.0	59.7	62.5	79.5	79.8
自己資本利益率 (%)	-	-	51.60	22.21	9.61
株価収益率 (倍)	-	-	-	84.82	31.34
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	18,500	189,535	247,181	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	18,370	57,819	3,535	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	905	83,748	785,391	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	107,365	322,829	1,351,866	-
従業員数 (人)	42	60	92	132	156

- (注) 1. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第9期、株式分割(株式1株につき100株)、公募及び第三者割当並びに新株予約権の行使が行われ、発行済株式総数は4,233,400株となっております。
5. 第8期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第6期及び第7期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 第6期から第8期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 当社は、平成25年8月14日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
11. 当社は、第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年8月14日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	概要
平成17年 8月	インターネットを利用した各種マーケティングを主たる事業目的とし、東京都渋谷区恵比寿に当社を設立
平成18年 2月	ホームページ制作事業「aafactory」サービス開始
平成18年 4月	各分野のエキスパートがクチコミポータルを作成する「edita」サービス開始
平成18年 5月	本社を東京都渋谷区広尾へ移転
平成19年 3月	ブロガーがブログで参加するコミュニティ「エディタ・コミュニティ」サービス開始
平成20年 5月	企業ファンサイトモール「モニタープラザ」（現モニブラ ファンブログ）サービス開始
平成20年12月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成21年 4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成22年 9月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成23年 5月	「モニブラファンアプリ for Facebook」（現モニブラ for Facebook）サービス開始
平成23年10月	「モニブラファンアプリ for mixi」（現モニブラ for mixi）サービス開始
平成23年11月	「モニブラ for Facebook」がFacebookのモバイルプラットフォームに対応
平成24年 8月	株式会社アイスタイルに対して第三者割当増資を実施
平成24年10月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
平成24年10月	スマートフォン向け020支援サービス「モニブラFIND!」提供開始
平成24年11月	「モニブラ for Twitter」サービス開始
平成24年11月	台湾版「モニブラ for Facebook」サービス開始
平成25年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成26年 3月	Allied Asia Pacific Pte. LTD.（現・連結子会社）をシンガポールに設立
平成26年 9月	「BRANDCo（ブランコ）」サービス開始

3【事業の内容】

当社グループは、インターネットを利用したウェブサービスの運営等を通じて、顧客企業に対し、ソーシャルメディア（ 1 ）とウェブソリューションを掛け合せた総合的なマーケティング（以下「ソーシャルメディアマーケティング」といいます）を支援する事業を展開しております。

20世紀は企業による情報発信が消費者にそのまま届く、企業が力を持っていた時代だとするならば、21世紀は消費者がインターネットによって能動的に情報を取得・取捨選択し、さらにソーシャルメディアを通じて自ら情報発信を行う、消費者中心の時代だといえます。

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティングの推進により、企業の情報流通や生活者の消費行動に変化をもたらす、ひいては、生活者個人の利便性を向上させ、より豊かな社会の実現に向けて貢献することを目指しております。

当社グループの事業は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業のみであり、セグメント情報を記載していないため、以下では各種サービスの内容を説明します。

(1) モニブラ ファンブログサービス

当社グループは、顧客企業とモニブラに会員登録したユーザー（以下「会員ユーザー」といいます）がインターネット上で交流するファンサイトモール「モニブラ ファンブログ」の運営を通じて、顧客企業のマーケティングや販売促進等の支援を行っております。

「モニブラ ファンブログ」とは自社開発の、インターネット上で運営しているファンサイトモールであり、複数の顧客企業がマーケティングや販売促進等を目的として「モニブラ ファンブログ」上でキャンペーンを開催しております。キャンペーンの例としては、顧客企業が自社商品を会員ユーザーに提供し、商品のレビューや感想を投稿する商品モニター企画や、顧客企業が会員ユーザーにアンケートを実施し、会員ユーザーからの回答や情報を商品開発に利用するアンケート企画等があります。他方、会員ユーザーは「モニブラ ファンブログ」上で開催されている顧客企業のキャンペーンから好みのキャンペーンを選択し、参加することが可能です。「モニブラ ファンブログ」は、会員ユーザーのキャンペーン参加を通じて、顧客企業と会員ユーザーが交流するインターネット上の空間となっております。

顧客企業のメリット

「モニブラ ファンブログ」には、ブログ等を利用するソーシャルメディアユーザーが会員登録されています。その為、顧客企業は、「モニブラ ファンブログ」を利用してキャンペーンを開催する場合、ゼロからキャンペーン参加者を集める必要がなく、「モニブラ ファンブログ」の会員ユーザーからキャンペーン参加者を集めることが可能となります。また、会員ユーザーはキャンペーンへの参加を通じて、ブログ等のソーシャルメディア上で顧客企業の商品・サービス等についての感想やコメント等を発信するため、自然な形でインターネット上のクチコミが醸成されます。顧客企業はこれらのインターネット上のクチコミを通じて、商品・サービス等に関する情報を消費者に拡散させることが可能となります。

「モニブラ ファンブログ」は、以下の機能を有しており、顧客企業はこれらの機能を活用してキャンペーンを開催し、マーケティング及び販売促進活動を行うことが可能となっております。

機能	内容
キャンペーン作成機能	「モニブラ ファンブログ」はインターネット上で運営しており、顧客企業はアカウントを開設し、「モニブラ ファンブログ」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、商品モニター企画、アンケート企画、写真やYoutube投稿企画、座談会・来店型企画、写真コンテスト企画等の開催機能を有しており、顧客企業は当機能を活用し、様々なキャンペーンを開催することができます。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニブラ ファンブログ」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーの参加が見込まれます。
ファンサイト作成機能	顧客企業は、「モニブラ ファンブログ」上に顧客企業専用ページである、ファンサイトを作成することが可能です。ファンサイトには、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータが顧客企業のファンとして蓄積される仕組みとなっております。その為、顧客企業はファンサイト上でファンに対して、情報を発信したり、キャンペーンを通じてファンにコメントを求める等、交流を図ることにより、マーケティング情報の入手や販売促進活動を行うことができます。
効果分析機能	「モニブラ ファンブログ」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加時間等のデータを分析するツールを有しており、キャンペーンの効果を顧客企業が分析することが可能となっております。

会員ユーザーのメリット

「モニブラ ファンブログ」に会員登録することにより、「モニブラ ファンブログ」上で複数の企業のキャンペーンにアクセスすることができ、その中から好みのキャンペーンに無料で参加し、商品等を入手したり、企業に対して商品等の感想や要望を発信するといった交流を図ることが可能となります。また、「モニブラ ファンブログ」はスマートフォンに対応しており、スマートフォンからのキャンペーン参加が可能となっております。

収益構造

モニブラ ファンブログサービスによる主な収入源は、上記機能や会員ユーザーを有している「モニブラ ファンブログ」をASP（2）形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入等であり、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。顧客企業にとっての付加価値は「モニブラ ファンブログ」の各種機能を活用したキャンペーンの開催、ファンの蓄積及び分析が可能となることであります。

(2) モニブラFacebookサービス等

上述の(1) モニブラ ファンブログサービスをFacebook上で展開するサービスとなっております。

具体的には、顧客企業のFacebookページ（3）において、アンケートや商品モニター、投票コンテスト等の様々なユーザー参加型キャンペーンをシステム管理画面に沿った入力操作のみで実施することができるFacebookマーケティングプラットフォーム「モニブラ for Facebook」を運営し、顧客企業のソーシャルメディアマーケティング支援を行っております。顧客企業のFacebookページは上記(1)で説明した「モニブラ ファンブログ」のファンページと同様、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータを蓄積し、顧客企業が会員ユーザーに発信を行う機能を持っているため、顧客企業は「モニブラ for Facebook」を活用し、マーケティング及び販売促進活動等を行うことが可能となります。

顧客企業のメリット

基本的には上記(1)で説明した「モニブラ ファンブログ」と同様ですが、「モニブラ ファンブログ」とは異なり、Facebook上のクチコミや広告によりキャンペーン情報が拡散されることに加え、Facebookページの標準機能では把握できない、キャンペーン参加ユーザーの特性、ニーズ等のマーケティング情報を入手することが可能となります。

「モニブラ for Facebook」の主な機能は以下のとおりとなります。

機能	内容
キャンペーン作成機能	「モニブラ for Facebook」は、Facebook上で運営しており、顧客企業がアカウントを開設し、「モニブラ for Facebook」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、上記(1)で説明した「モニブラ ファンブログ」の機能に加え、スピードくじ、チェックイン等、Facebook上で拡散を目的としたキャンペーンの開催機能を有しております。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニブラ for Facebook」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーからのキャンペーン参加が見込まれます。
効果分析機能	「モニブラ for Facebook」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加者の出身地分布、年齢分布等のデータを分析することができ、キャンペーンの効果分析や、マーケティング等に活用できる情報を入手することが可能となっております。

会員ユーザーのメリット

基本的には上記(1)で説明した「モニブラ ファンブログ」と同様ですが、「モニブラ ファンブログ」に加え、会員ユーザーはFacebook上で、参加したキャンペーンや気に入ったキャンペーン及びそれに対するコメント等を友人に拡散し、友人と交流することが可能であります。

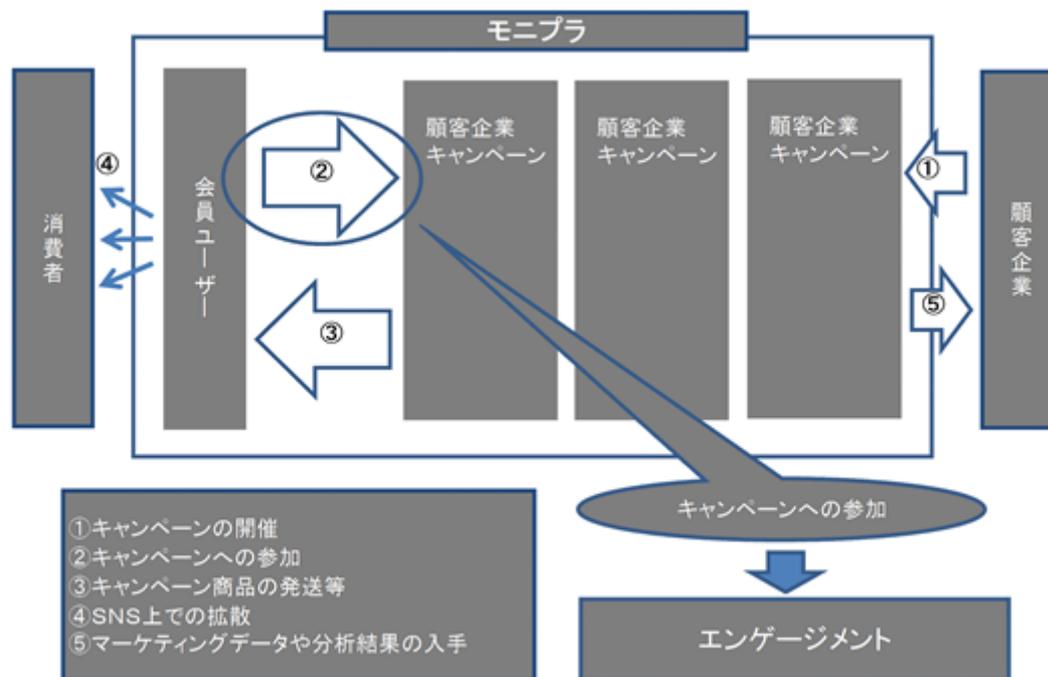
収益構造

上述の(1) モニブラ ファンブログサービスと同様に、「モニブラ for Facebook」をASP形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入及びキャンペーン運用支援による収入等が主な収益源であります。

[「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のサービスイメージ及び参考数値]

a. 「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のサービスイメージ

<サービスイメージ図>



b. 「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等のエンゲージメント数の推移

当社グループは、上記で記載のとおり、顧客企業からのサービス利用料収入等を収益源としておりますので、顧客企業の獲得の為に、モニブラ上において、多くの会員ユーザーがキャンペーンに参加し、顧客企業のキャンペーンが多数開催されることが重要となります。当社グループでは、会員ユーザーが顧客企業のキャンペーン等へ参加することを「エンゲージメント」と呼んでおり、その創出を重要課題と認識しているため、会員ユーザーのキャンペーン等への参加を1カウントとした累計参加回数である「エンゲージメント数」を重要指標と考えております。

なお、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等では平成26年12月期で約1,550（前期比101%）の顧客企業が約10,670回のキャンペーンを開催しており、約237万人（平成26年12月末時点）の会員ユーザーがキャンペーンに参加することにより、下記推移のエンゲージメントを創出しております。

以下で四半期のエンゲージメント数を参考数値として掲載いたします。当数値は当社グループで集計した数値であります。

年 月		各四半期のエンゲージメント数（単位：回）
第4期 （平成20年12月期）	第2四半期	3,372
	第3四半期	10,102
	第4四半期	20,464
第5期 （平成21年12月期）	第1四半期	34,970
	第2四半期	70,283
	第3四半期	120,773
	第4四半期	176,435
第6期 （平成22年12月期）	第1四半期	210,450
	第2四半期	266,003
	第3四半期	318,176
	第4四半期	351,623
第7期 （平成23年12月期）	第1四半期	299,583
	第2四半期	432,480
	第3四半期	640,362
	第4四半期	951,511
第8期 （平成24年12月期）	第1四半期	1,519,717
	第2四半期	1,535,300
	第3四半期	1,668,676
	第4四半期	2,706,346
第9期 （平成25年12月期）	第1四半期	3,189,601
	第2四半期	3,124,389
	第3四半期	3,499,962
	第4四半期	3,739,820
第10期 （平成26年12月期）	第1四半期	3,856,518
	第2四半期	4,298,018
	第3四半期	4,396,566
	第4四半期	4,358,009

(3) ウェブソリューションサービス

顧客企業のホームページ制作の受託を行っております。

ウェブ活用のための企画設計からデザイン制作、システム開発までを自社のリソースでトータルに提供することが可能なため、CMS（４）を利用したホームページ制作など、顧客企業のホームページ作成のニーズに対応できる体制を構築しております。

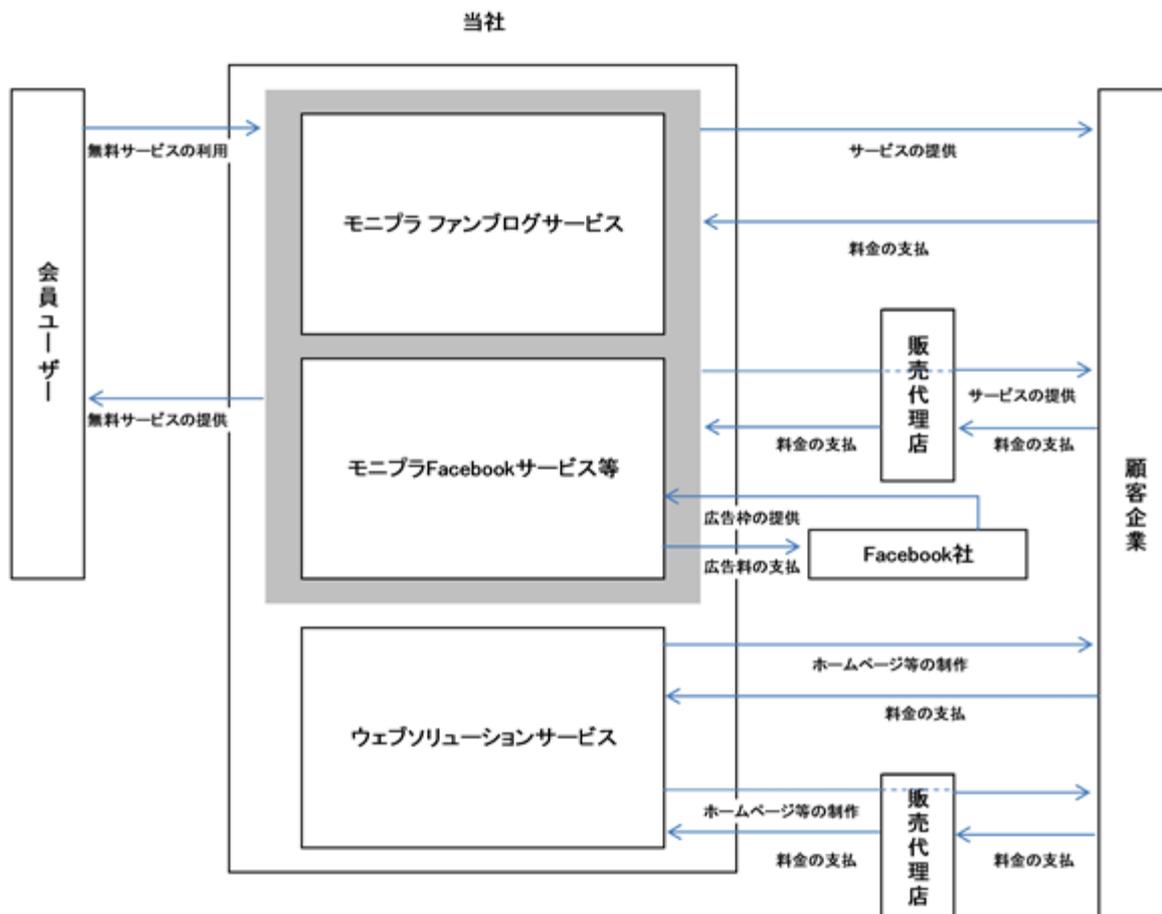
また、単なるホームページ制作だけではなく、CGM（５）やクチコミを活用し、ソーシャルメディアマーケティングを意識した総合的なウェブ戦略の支援を行っております。

上記のとおり、ウェブソリューションサービスではホームページ等の制作物の納品やそれに付随したコンサルティング等の提供による収入を得ており、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。

（注） 上記文章中の の箇所の用語解説は以下のとおりです。

- 1 ソーシャルメディア・・・インターネット上でユーザーが情報を発信し形成していくメディアのことであり、電子掲示板、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、クチコミサイト等、利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作りだす要素を持ったウェブサイトやネットサービスの総称であります。
- 2 ASP（Application Service Provider）・・・アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供するサービス及びそれを提供する事業者を指します。
- 3 Facebookページ・・・企業や著名人、ブランドなどが、ユーザーとの交流のためにFacebook上に作成・公開するページを指します。
- 4 CMS・・・「Content Management System」の略。ウェブサイトのコンテンツを管理するシステムのことであります。
- 5 CGM・・・「Consumer Generated Media」の略。インターネットなどを活用して消費者が内容を生成していくメディアのことであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Allied Asia Pacific Pte. LTD.	シンガポール	645千シンガ ポールドル	ソーシャルメディア マーケティング 支援	100.0	資金の援助 システムの開発支援

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成26年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ソーシャルメディアマーケティング支援	162
合計	162

(2) 提出会社の状況

平成26年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
156	30.35	2.50	4,698

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	86
開発部門	54
全社(共通)	16
合計	156

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
5. 従業員数が当期中において24名増加しましたのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善傾向や、雇用や所得環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移しましたが、一方で消費税増税や急激に進んだ円安による原料価格上昇に伴う物価上昇への懸念等により、個人消費の停滞感は引き続き感じられております。

このような状況の下、スマートフォンや多機能端末等の普及で日常生活におけるインターネットの影響力が強まり、さまざまなソーシャルメディアが利用される中で、企業のマーケティング及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。また、近年目覚ましい進化を遂げるビッグデータ技術やアドテクノロジーとの連携によって、ソーシャルメディアの活用範囲はさらなる広がりを見せております。

このような環境において、既存事業については、「モニプラFacebookサービス等」に引き続き注力し、改良、拡販による顧客企業及び会員ユーザーの獲得により、サービス拡大に努めてまいりました。当連結会計年度はFacebookの規約変更等の影響により、一部の顧客企業が当社グループサービスの利用を控える場面がありましたが、機能及び営業の強化を行った結果、多数の顧客企業に引き続き利用いただいております。影響は落ち着きを見せております。

また、9月より開始した新サービス「BRANDCo（ブランコ）」は企業がソーシャルメディアマーケティング等で得た大量のデータの活用を支援するサービスであり、これまで既存サービスで得た当社グループの顧客企業、ユーザー及びデータ等の事業リソースを活用可能であるとともに、データ蓄積の手段として「モニプラ」等の利用促進が期待できる、シナジー効果の高いサービスです。現在、既存顧客を中心に順調な立ち上がりとなっております。

さらに、第4四半期会計期間にシンガポール子会社であるAllied Asia Pacific Pte. LTD.が本格稼働を始めたことにより、連結決算を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は2,163,683千円、営業利益は220,238千円、経常利益は219,802千円となり、当期純利益は119,867千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(以下、「(2) キャッシュ・フローの状況」、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。)

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、1,313,864千円となりました。

当連結年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動により得られた資金は77,983千円となりました。これは主に、売上債権の増加額82,910千円、法人税等の支払額176,173千円による資金の減少がある一方、税引前当期純利益210,118千円、減価償却費11,655千円、仕入債務の増加額33,002千円、未払金の増加額38,386千円、未払消費税等の増加額29,744千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動により使用した資金は130,534千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出81,564千円、差入保証金の差入による支出30,461千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は11,458千円となりました。これは、株式の発行による収入11,458千円により資金が増加したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業はソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社グループの主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
モニブラ ファンブログサービス	412,363	-	136,693	-
モニブラFacebookサービス等	1,384,047	-	186,360	-
ウェブソリューションサービス	241,891	-	35,907	-
合計	2,038,301	-	358,960	-

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
モニブラ ファンブログサービス	420,904	-
モニブラFacebookサービス等	1,479,800	-
ウェブソリューションサービス	262,978	-
合計	2,163,683	-

(注) 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

3【対処すべき課題】

インターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社グループは、ソーシャルメディアの可能性に早くから注目し、普及の一端を担って参りましたが、ソーシャルメディアマーケティング市場は、まさに黎明期のステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(1) サービスの差別化、競合優位性の確立

当社グループは、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」のサービス差別化及び競合優位性の確立が当社グループの発展に不可欠であると認識しておりますが、そのためには、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」の機能強化、ユーザビリティの向上、知名度の向上が重要であると考えております。

機能強化及びユーザビリティの向上に関しましては、当社グループが持つ技術力及びデザイン企画力を活かして、ユーザビリティを意識した、クオリティの高い機能をリリースする方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。上記により、会員ユーザー数、顧客企業数及びエンゲージメント数の増加を図り、サービスの差別化、競合優位性を確立して参ります。

(2) 開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に早く、またソーシャルメディアマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社グループは、これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用が特に重要であると考えております。

具体的には、当社グループでは、定期的にエンジニア向けセミナーや勉強会を開催し、社内向けとしては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、当社グループの開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図って参ります。

(3) 営業力の強化

当社グループは小規模組織であることから、少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」の運営により蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進して参りました。今後は、事業拡大により受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。

具体的には、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図って参ります。

(4) 内部管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社グループといたしましては、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、顧客要望の管理やクレーム管理を強化し顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めて参ります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

インターネット事業に関する一般的なリスク

当社グループは、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」への依存について

当社グループは、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」を運営しておりますが、いずれも顧客企業が展開するキャンペーン等に特化したサイトとなっております。そして当社グループの事業は、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」の利用者数等を背景としたものとなっております。このため新たな法規の導入等、予期せぬ事象によりサイトの利便性が低下し、競合サイトに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサイト運営が不能となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

他社の運営しているソーシャルネットワーキングサービスへの依存について

当社グループの提供するモニブラFacebookサービス等は、Facebook等の他社が運営するソーシャルネットワーキングサービス上において、サービスを提供しております。そのため、ソーシャルネットワーキングサービスの運営会社の事業戦略やサービスの方針の変更等によって、当社グループのサービスが当該ソーシャルネットワーキングサービス上で展開できなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループのサービスを提供しているソーシャルネットワーキングサービスが、利用者数の減少などにより、マーケティング媒体としての価値を低下させた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報管理によるリスク

当社グループはサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制等について

当社グループ事業を規制する主な法規制として、(ア)「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下「不正アクセス禁止法」という。)があります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律については、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告などといった迷惑メールを規制し、インターネットなどを良好な環境に保つものです。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されており、また、権利を侵害した情報を当社グループが媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社グループには、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されています。

上記に加え、消費者庁より平成23年10月28日に公表(平成24年5月9日に一部改定)されている「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」、公正取引委員会より平成13年4月26日に公表されている「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」についても、業界に対して影響を及ぼす可能性があります。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係る方針等について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業分野で当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、または当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

サイトの健全性の維持について

当社グループが提供する「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等では不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約に明記されている禁止事項の内容は以下となっております。

- (ア) 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (イ) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (ウ) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報の提供
- (エ) 一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為
- (オ) IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サイト内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループの法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートに係る人員増強等、サイトの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針であります。これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等利用者の投稿コンテンツの利用について

当社グループでは、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等利用者が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認等を行った上で顧客企業の販促物等に提供する場合があります。この場合においては、当該コンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えておりますが、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

広告掲載について

当社グループの運営する「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」等に掲載される広告においては、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社グループ独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社グループが掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

取引先に対する規制等で当社グループの経営活動に重要な影響を及ぼす事項

当社グループの取引先事業者は、食品・化粧品・健康食品・生活用品・通信・旅行・家電など多岐にわたります。これらの事業者は、食品衛生法、薬事法、酒税法、化粧品等の適正広告ガイドライン等、事業者の属する業界に制定された規制等の下に、当社グループの提供するサービスを利用しています。当社グループでは、各事業者に対して法規制の遵守を徹底した上でマーケティング活動を行うよう指導しておりますが、万一、取引先事業者において法令違反に該当するような事態が発生した場合や、新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

広告市場について

広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと推定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競争が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、昨今一部のクチコミサイトでのいわゆるやらせ問題及びステルスマーケティング()問題が表面化しております。当社グループでは、ガイドラインを作成し、適宜サイト内の確認を行う等の対応を図っておりますが、広告主の不安が高まった場合等には、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

()ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

特定事業への依存及び競争について

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであり、当該事業に経営資源を集中させております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の分散を図ることを検討しておりますが、事業環境の変化等により、ソーシャルメディアマーケティング支援事業が縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、「モニブラ ファンブログ」及び「モニブラ for Facebook」は、ソーシャルメディアマーケティングに特化したサイトとして利用者の増加・獲得を進めております。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、当社グループが今後において優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があることから、競争他社や競合サイトの影響により当社グループの競争優位性が低下した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拡大に伴う継続的な設備投資について

当社グループは、今後の利用者数及びアクセス数の拡大に備え、継続的にシステムインフラ等への設備投資を計画しておりますが、当社グループの計画を上回る急激な利用者数及びアクセス数の増加等があった場合、設備投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、設備投資、減価償却費負担の増加が想定され、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

代表取締役 中村壮秀への依存について

代表取締役である中村壮秀は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、ソーシャルメディアに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

小規模組織であること

当社グループは小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社グループは今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループは、現時点においては上記のとおり小規模組織ですが、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に利用者向けサイトの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サイト構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた営業人員の確保が必要となります。当社グループは今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりませんでした。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産合計は、1,679,186千円となりました。この主な内訳は、現金及び預金1,313,864千円、受取手形及び売掛金327,540千円であります。

また、当連結会計年度末における固定資産合計は、218,182千円となりました。この主な内訳は、有形固定資産25,220千円、投資その他の資産182,975千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、388,106千円となりました。この主な内訳は、未払金84,094千円、未払費用90,975千円、未払消費税等65,753千円、前受金44,365千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、1,509,263千円となりました。この主な内訳は、資本金597,685千円、資本剰余金569,685千円、利益剰余金333,748千円であります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の業績は、売上高は2,163,683千円、営業利益は220,238千円、経常利益は219,802千円、当期純利益は119,867千円となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

(売上高)

当連結会計年度は「モニブラFacebookサービス等」に引き続き注力し、改良、拡販による顧客企業及び会員ユーザーの獲得により、サービス拡大に努めてまいりました。当連結会計年度はFacebookの規約変更等の影響により、一部の顧客企業が当社グループサービスの利用を控える場面がありましたが、機能及び営業の強化を行った結果、多数の顧客企業に引き続き利用いただいております。

また、9月より開始した新サービス「BRANDCo(ブランコ)」は企業がソーシャルメディアマーケティング等で得た大量のデータの活用を支援するサービスであり、これまで既存サービスで得た当社グループの顧客企業、ユーザー及びデータ等の事業リソースを活用可能であるとともに、データ蓄積の手段として「モニブラ」等の利用促進が期待できる、シナジー効果の高いサービスです。現在、既存顧客を中心に順調な立ち上がりとなっております。

さらに、第4四半期会計期間にシンガポール子会社であるAllied Asia Pacific Pte. LTD.が本格稼働を始めたことにより、連結決算を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,163,683千円となりました。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は640,396千円となりました。主な要因としましては、売上高の増加に伴うスタッフ人件費の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は1,303,048千円となりました。主な要因としましては、業容拡大に伴う人件費、広告宣伝費、採用教育費の増加によるものであります。

(営業外損益)

当連結会計年度における営業外収益は582千円となりました。主な要因としましては、受取利息474千円であります。

当連結会計年度における営業外費用は1,018千円となりました。主な要因としましては、投資事業組合運用損794千円であります。

(特別損益)

当連結会計年度における特別損失は9,684千円となりました。要因としましては、投資有価証券評価損9,684千円であります。

(法人税等)

当連結会計年度における法人税等合計は90,250千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、1,313,864千円となりました。

当連結年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動により得られた資金は77,983千円となりました。これは主に、売上債権の増加額82,910千円、法人税等の支払額176,173千円による資金の減少がある一方、税引前当期純利益210,118千円、減価償却費11,655千円、仕入債務の増加額33,002千円、未払金の増加額38,386千円、未払消費税等の増加額29,744千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動により使用した資金は130,534千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出81,564千円、差入保証金の差入による支出30,461千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は11,458千円となりました。これは、株式の発行による収入11,458千円により資金が増加したことによるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	13,538	11,682	9,974	35,195	156

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. セグメント情報について、当社は単一セグメントであるため、記載しておりません。
4. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	床面積(m ²)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	1,390.19	73,688

(2) 在外子会社

平成26年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
				その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Allied Asia Pacific Pte. LTD.	シンガポール	ソーシャルメディア マーケティング支援	-	-	-	6

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,295,900	4,295,900	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,295,900	4,295,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年1月23日の臨時株主総会決議に基づいて発行した第1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	200(注)1、2	200(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2、5	20,000(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月3日から 平成28年1月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 20(注)3、5 資本組入額 10(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成20年 2 月 3 日から平成21年 2 月 2 日まで

割り当てられた新株予約権の数の 2 分の 1 まで行使することができる。

ロ．平成21年 2 月 3 日から平成28年 1 月22日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が事前に書面による承認をしたときはこの限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 平成25年 7 月12日開催の取締役会決議により、平成25年 8 月14日付で 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成20年6月18日の取締役会決議に基づいて発行した第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,200(注)1、2	1,200(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000(注)1、2、5	120,000(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 270(注)3、5 資本組入額 135(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社 取締役会の決議による承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成22年7月1日から平成23年6月30日まで

割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。

ロ．平成23年7月1日から平成30年6月17日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

- 5 平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成22年3月24日の取締役会決議に基づいて発行した第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	60(注)1、2	60(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、2、5	6,000(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月26日から 平成32年3月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350(注)3、5 資本組入額 175(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- イ．平成24年3月26日から平成25年3月25日まで
割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。
- ロ．平成25年3月26日から平成32年3月23日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

- 5 平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年3月30日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	30(注)1、2	30(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1、2、5	3,000(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から 平成33年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350(注)3、5 資本組入額 175(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- イ．平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。
ロ．平成26年4月1日から平成33年3月29日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- 5 平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年3月28日の取締役会決議に基づいて発行した第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	525(注)1、2	525(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,500(注)1、2、5	52,500(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月30日から 平成34年3月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350(注)3、5 資本組入額 175(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- イ．平成26年3月30日から平成27年3月29日まで
割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。

口．平成27年3月30日から平成34年3月27日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5 平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年3月29日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,400(注)1、2	1,400(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	66	80
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)1、2、5	140,000(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	460(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年3月31日から 平成35年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 460(注)3、5 資本組入額 230(注)3、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- イ．平成27年3月31日から平成28年3月30日まで
割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。
- ロ．平成28年3月31日から平成35年3月28日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- 5 平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年9月17日の取締役会決議に基づいて発行した第9回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,860(注)1、2	1,860(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	186,000(注)1、2	186,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,682(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月22日から 平成33年10月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,682(注)3 資本組入額 841(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職または権利行使等により減少したものを減じた数であります。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が10億円を超過した場合に、業績判定水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、行使期間の末日まで行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年9月30日 (注)1	1,250	34,780	21,875	147,116	21,875	119,116
平成24年8月31日 (注)2	1,831	36,611	42,113	189,229	42,113	161,229
平成25年8月14日 (注)3	3,624,489	3,661,100	-	189,229	-	161,229
平成25年9月26日 (注)4	73,000	3,734,100	12,191	201,420	12,191	173,420
平成25年11月28日 (注)5	400,000	4,134,100	312,800	514,220	312,800	486,220
平成25年12月27日 (注)6	99,300	4,233,400	77,652	591,872	77,652	563,872
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)7	62,500	4,295,900	5,812	597,685	5,812	569,685

(注)1 第三者割当増資 発行価格 35,000円 資本組入額 17,500円

主な割当先 株式会社ドリームインキュベータ

2 第三者割当増資 発行価格 46,000円 資本組入額 23,000円

主な割当先 株式会社アイスタイル

3 株式分割(1:100)によるものであります。

4 新株予約権の行使 発行価格 334円 資本組入額 167円

権利行使者 株式会社ドリームインキュベータ

5 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,700円

引受価額 1,564円

資本組入額 782円

払込金総額 625,600千円

6 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,564円

資本組入額 782円

主な割当先 野村證券株式会社

7 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	22	38	18	2	2,545	2,627	-
所有株式数(単元)	-	1,051	2,628	7,729	771	3	30,772	42,954	500
所有株式数の割合(%)	-	2.45	6.12	17.99	1.79	0.01	71.64	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成26年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中村 壮秀	東京都目黒区	1,717,000	39.97
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	567,800	13.21
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目12番32号	183,100	4.26
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	136,300	3.17
西田 貴一	東京都世田谷区	110,000	2.56
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	84,600	1.96
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	53,200	1.23
長井 宏和	東京都港区	40,000	0.93
BNY GCM ACCOUNT S M NOM (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	1 ANGEL LANE LONDON EC4R 3AB - UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	34,900	0.81
隠田 哲也	東京都葛飾区	25,000	0.58
計	-	2,951,900	68.71

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,295,400	42,954	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	4,295,900	-	-
総株主の議決権	-	42,954	-

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成18年1月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 退職等による権利の喪失及び権利行使により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

第3回新株予約権（平成20年6月18日取締役会決議）

決議年月日	平成20年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注） 退職等による権利の喪失及び権利行使により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員6名となっております。

第5回新株予約権（平成22年3月24日取締役会決議）

決議年月日	平成22年3月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注） 退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任並びに権利行使により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

第6回新株予約権（平成23年3月30日取締役会決議）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）退職等による権利の喪失により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。

第7回新株予約権（平成24年3月28日取締役会決議）

決議年月日	平成24年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員12名となっております。

第8回新株予約権（平成25年3月29日取締役会決議）

決議年月日	平成25年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 77
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）退職等による権利の喪失により、平成27年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員59名となっております。

第9回新株予約権（平成26年9月17日取締役会決議）

決議年月日	平成26年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 41 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、当事業年度の剰余金の配当についても無配としております。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を鑑み、決定する予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
最高(円)	-	-	-	6,090	6,600
最低(円)	-	-	-	3,075	914

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成25年11月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,591	2,145	1,846	1,644	1,580	1,240
最低(円)	2,010	1,633	1,640	1,215	1,131	914

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		中村 壮秀	昭和49年6月3日生	平成9年4月 住友商事株式会社入社 平成12年6月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成16年7月 同社執行役員 平成17年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注)2	1,717,000
取締役CTO	開発本部長	西田 貴一	昭和50年10月11日生	平成12年4月 株式会社エースシステムズ入社 平成15年4月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成17年12月 当社入社 平成18年6月 当社取締役(現任)	(注)2	110,000
取締役CFO	コーポレート本部長	長井 宏和	昭和46年9月20日生	平成7年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成13年5月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成18年8月 当社入社 平成20年3月 当社取締役(現任)	(注)2	40,000
取締役	ソーシャルメディアマーケティング事業第一本部長	津下本 耕太郎	昭和54年11月4日生	平成16年4月 新日鉄ソリューションズ株式会社(現 新日鉄住金ソリューションズ株式会社)入社 平成19年5月 当社入社 平成24年12月 当社取締役(現任)	(注)2	2,800
取締役		瀧口 和宏	昭和54年1月6日生	平成12年10月 株式会社グローバルダイニング入社 平成14年11月 株式会社インテリジェンス入社 平成17年8月 当社取締役 平成21年4月 株式会社セプテーニ入社 平成26年1月 当社入社 平成27年3月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役		豊増 貴久	昭和49年11月13日生	平成9年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成17年7月 楽天株式会社入社 平成23年1月 グリー株式会社入社 平成23年7月 株式会社ハ・ン・ド取締役 平成24年6月 ジーブラ株式会社取締役 平成24年11月 ユナイテッド・シネマ株式会社入社 平成25年12月 同社取締役 平成27年2月 当社入社 平成27年3月 当社取締役(現任)	(注)2	-
監査役 (常勤) (注)1		小泉 正広	昭和22年7月29日生	昭和46年7月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成10年5月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)出向 平成12年7月 同法人転籍 平成18年4月 株式会社イービーエムズ入社 平成20年5月 株式会社一柳アソシエイツ入社 平成24年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 1		原田 潤	昭和48年 3 月28日生	平成 9 年 4 月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成13年 7 月 野村證券株式会社入社 平成13年 8 月 公認会計士登録 平成15年11月 ヤフー株式会社入社 平成16年11月 株式会社ライブドア入社 平成18年 8 月 株式会社Prince&Partners 取締役(現任) 平成23年 7 月 同社 代表取締役 平成24年 3 月 当社監査役(現任) 平成24年 7 月 あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役(現任) 平成24年 8 月 税理士登録	(注) 3	-
監査役 (注) 1		大村 健	昭和49年 4 月27日生	平成11年 4 月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成22年 5 月 株式会社パイブドピッツ社 外監査役(現任) 平成23年 1 月 フォーサイト総合法律事務所開設 代表パートナー弁護士(現任) 平成23年 5 月 株式会社リアルワールド社 外監査役(現任) 平成24年12月 モーションビート株式会社(現 ユナイテッド株式会社) 社外監査役(現任) 平成24年12月 当社監査役(現任) 平成25年12月 株式会社レアジョブ社外監査役(現任) 平成26年12月 株式会社イグニス社外監査役(現任)	(注) 3	-
計						1,869,800

- (注) 1 . 監査役小泉正広、原田潤及び大村健は、社外監査役であります。
- 2 . 平成27年 3 月27日開催の定時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 . 平成25年 8 月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「ソーシャルテクノロジーで、世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、日本のソーシャルメディアマーケティングを牽引する存在を目指し、当社グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役6名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 監査役、監査役会

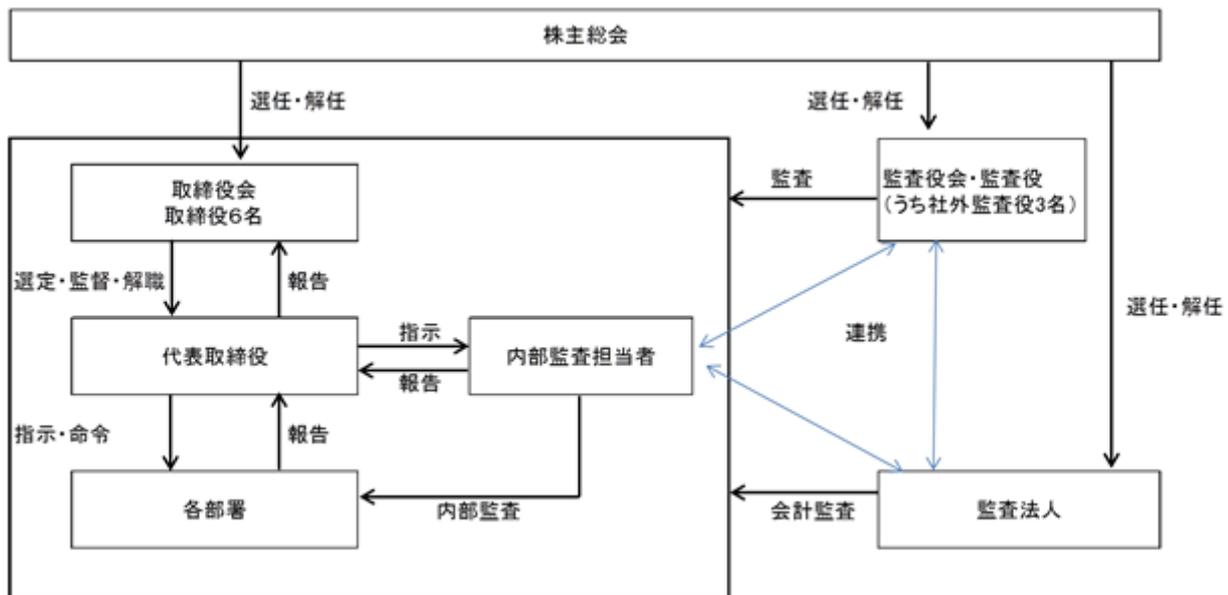
当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役・監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



2) 内部統制システムの整備の状況

当社は内部統制の基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。その他取締役及び従業員の職務遂行に対し、監査役・監査役会及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

具体的には「内部通報規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「文書取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき、1) 会社の機関の基本説明口・監査役・監査役会、8) 内部監査に記載のとおり監査を実施しております。

監査法人との連携状況に関しては、内部監査担当者と監査役が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査法人と適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

なお、常勤監査役小泉正広氏は、長年にわたり大手金融機関、大手監査法人勤務の中で財務・経理業務に携わり、また、監査役原田潤氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレート本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、コーポレート本部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、営業部門においては、顧客案件の進捗度合い等について、定型的なフォーマットに基づき継続して情報を共有する仕組みを構築しており、開発部門においてもシステム面でのリスクを顕在化させないよう計画的な進捗管理を実施しております。これらの情報は隔週の役員同士のミーティング時に組織横断的に共有され、必要に応じた取締役会への報告を含めたリスクマネジメントを実施しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外監査役として、小泉正広、原田潤（公認会計士）及び大村健（弁護士）の3名を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

当社と社外監査役3名及びその兼職先の間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他特別な利害関係はありません。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、大手金融機関での業務経験、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、各人の専門性が監督機能の強化に貢献していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であるため現状の体制としております。

役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役	57,881	57,881	-	-	5
社外役員	10,332	10,332	-	-	3

2) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 2銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 25,514千円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

当社が純投資以外の目的で保有する投資株式はいずれも国内外の金融商品取引所に上場していないため、該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士は森田亨及び坂井知倫であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名、その他5名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	1,100	13,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	12,000	1,100	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についてであります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,313,864
受取手形及び売掛金		327,540
仕掛品		3,347
前払費用		28,041
繰延税金資産		15,432
その他		10,904
貸倒引当金		19,943
流動資産合計		1,679,186
固定資産		
有形固定資産		
建物		23,893
減価償却累計額		10,355
建物(純額)		13,538
工具、器具及び備品		31,965
減価償却累計額		20,283
工具、器具及び備品(純額)		11,682
有形固定資産合計		25,220
無形固定資産		
ソフトウェア		9,974
その他		12
無形固定資産合計		9,986
投資その他の資産		
投資有価証券		78,840
差入保証金		76,428
破産更生債権等		11,469
繰延税金資産		27,706
貸倒引当金		11,469
投資その他の資産合計		182,975
固定資産合計		218,182
資産合計		1,897,369

(単位：千円)

当連結会計年度
 (平成26年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	37,100
未払金	84,094
未払費用	90,975
未払法人税等	39,050
未払消費税等	65,753
前受金	44,365
ポイント引当金	6,158
その他	20,607
流動負債合計	388,106
負債合計	388,106
純資産の部	
株主資本	
資本金	597,685
資本剰余金	569,685
利益剰余金	333,748
株主資本合計	1,501,118
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,994
為替換算調整勘定	2,964
その他の包括利益累計額合計	7,958
新株予約権	186
純資産合計	1,509,263
負債純資産合計	1,897,369

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	2,163,683
売上原価	640,396
売上総利益	1,523,287
販売費及び一般管理費	1,303,048
営業利益	220,238
営業外収益	
受取利息	474
為替差益	71
その他	36
営業外収益合計	582
営業外費用	
支払利息	57
株式交付費	166
投資事業組合運用損	794
営業外費用合計	1,018
経常利益	219,802
特別損失	
投資有価証券評価損	9,684
特別損失合計	9,684
税金等調整前当期純利益	210,118
法人税、住民税及び事業税	99,820
法人税等調整額	9,570
法人税等合計	90,250
少数株主損益調整前当期純利益	119,867
当期純利益	119,867

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	119,867
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	4,994
為替換算調整勘定	2,964
その他の包括利益合計	7,958
包括利益	127,826
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	127,826

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	591,872	563,872	213,880	1,369,625
当期変動額				
新株の発行	5,812	5,812		11,625
当期純利益			119,867	119,867
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	5,812	5,812	119,867	131,492
当期末残高	597,685	569,685	333,748	1,501,118

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	-	-	-	-	1,369,625
当期変動額					
新株の発行					11,625
当期純利益					119,867
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,994	2,964	7,958	186	8,144
当期変動額合計	4,994	2,964	7,958	186	139,637
当期末残高	4,994	2,964	7,958	186	1,509,263

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
 (自 平成26年1月1日
 至 平成26年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	210,118
減価償却費	11,655
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,881
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,027
受取利息及び受取配当金	474
支払利息	57
株式交付費	166
投資事業組合運用損益(は益)	794
投資有価証券評価損益(は益)	9,684
売上債権の増減額(は増加)	82,910
たな卸資産の増減額(は増加)	1,686
前払費用の増減額(は増加)	1,058
仕入債務の増減額(は減少)	33,002
未払金の増減額(は減少)	38,386
未払費用の増減額(は減少)	13,239
未払消費税等の増減額(は減少)	29,744
前受金の増減額(は減少)	12,832
その他	4,682
小計	253,831
利息及び配当金の受取額	382
利息の支払額	57
法人税等の支払額	176,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,983
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,227
無形固定資産の取得による支出	9,830
投資有価証券の取得による支出	81,564
差入保証金の差入による支出	30,461
貸付金の回収による収入	550
投資活動によるキャッシュ・フロー	130,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	11,458
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,458
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,091
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	38,001
現金及び現金同等物の期首残高	1,351,866
現金及び現金同等物の期末残高	1,313,864

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Allied Asia Pacific Pte. LTD.

Allied Asia Pacific Pte. LTD.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、決算日と一致しております。

3 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券差額金に含めております。在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
広告宣伝費	323,843千円
給料及び手当	521,714
減価償却費	7,476
貸倒引当金繰入額	6,615
ポイント引当金繰入額	4,027

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	7,754千円
組替調整額	-
税効果調整前	7,754
税効果額	2,760
その他有価証券評価差額金	4,994
為替換算調整勘定：	
当期発生額	2,964
組替調整額	-
税効果調整前	2,964
税効果額	-
為替換算調整勘定	2,964
その他の包括利益合計	7,958

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,233,400	62,500	-	4,295,900
合計	4,233,400	62,500	-	4,295,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)ストックオプションの行使により、普通株式の発行済株式総数が62,500株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	186
合計		-	-	-	-	-	186

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	1,313,864千円
現金及び現金同等物	1,313,864

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

- () 営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。
- () 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。
- () 営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

当連結会計年度(平成26年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,313,864	1,313,864	-
(2) 受取手形及び売掛金	327,540		
貸倒引当金()	15,718		
	311,821	311,821	-
(3) 差入保証金	76,428	74,712	1,716
(4) 破産更生債権等	11,469		
貸倒引当金()	11,469		
	-	-	-
資産計	1,702,114	1,700,398	1,716
(5) 買掛金	37,100	37,100	-
(6) 未払金	84,094	84,094	-
(7) 未払費用	90,975	90,975	-
(8) 未払法人税等	39,050	39,050	-
(9) 未払消費税等	65,753	65,753	-
負債計	316,974	316,974	-

() 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100%引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
投資有価証券	78,840

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,313,864	-	-	-
受取手形及び売掛金	327,540	-	-	-
差入保証金	-	-	76,428	-
合計	1,641,404	-	76,428	-

(注) 破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(平成26年12月31日)

その他有価証券は、非上場株式等(連結貸借対照表計上額78,840千円)のみであり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について9,684千円(その他有価証券の株式9,684千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 1	当社取締役 1 当社従業員 20	当社従業員 8
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 55,000株	普通株式 171,000株	普通株式 29,000株
付与日	平成18年2月2日	平成20年6月30日	平成22年3月25日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成18年2月2日)から権利確定日(平成20年2月3日)まで継続的に勤務していること。 付与日(平成18年2月2日)から権利確定日(平成21年2月3日)まで継続的に勤務していること。	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成20年6月30日)から権利確定日(平成22年7月1日)まで継続的に勤務していること。 付与日(平成20年6月30日)から権利確定日(平成23年7月1日)まで継続的に勤務していること。	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成22年3月25日)から権利確定日(平成24年3月26日)まで継続的に勤務していること。 付与日(平成22年3月25日)から権利確定日(平成25年3月26日)まで継続的に勤務していること。
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成18年2月2日から平成20年2月3日まで 付与数の2分の1 平成18年2月2日から平成21年2月3日まで	付与数の2分の1 平成20年6月30日から平成22年7月1日まで 付与数の2分の1 平成20年6月30日から平成23年7月1日まで	付与数の2分の1 平成22年3月25日から平成24年3月26日まで 付与数の2分の1 平成22年3月25日から平成25年3月26日まで
権利行使期間	平成20年2月3日から平成28年1月22日まで	平成22年7月1日から平成30年6月17日まで	平成24年3月26日から平成32年3月23日まで

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2	当社従業員 17	当社取締役 3 当社従業員 77
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 6,000株	普通株式 60,000株	普通株式 144,000株
付与日	平成23年3月31日	平成24年3月29日	平成25年3月30日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成23年3月31日)から権利確定日(平成25年4月1日)まで継続的に勤務していること 付与日(平成23年3月31日)から権利確定日(平成26年4月1日)まで継続的に勤務していること	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成24年3月29日)から権利確定日(平成26年3月30日)まで継続的に勤務していること 付与日(平成24年3月29日)から権利確定日(平成27年3月30日)まで継続的に勤務していること	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(平成25年3月30日)から権利確定日(平成27年3月31日)まで継続的に勤務していること。 付与日(平成25年3月30日)から権利確定日(平成28年3月31日)まで継続的に勤務していること。
対象勤務期間	付与数の2分の1 平成23年3月31日から平成25年4月1日まで 付与数の2分の1 平成23年3月31日から平成26年4月1日まで	付与数の2分の1 平成24年3月29日から平成26年3月30日まで 付与数の2分の1 平成24年3月29日から平成27年3月30日まで	付与数の2分の1 平成25年3月30日から平成27年3月31日まで 付与数の2分の1 平成25年3月30日から平成28年3月31日まで
権利行使期間	平成25年4月1日から平成33年3月29日まで	平成26年3月30日から平成34年3月27日まで	平成27年3月31日から平成35年3月28日まで

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 41 社外協力者 2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 186,000株
付与日	平成26年10月21日
権利確定条件	平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること。 権利行使時点においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であること。
対象勤務期間	平成26年10月22日から平成33年10月21日まで
権利行使期間	平成26年10月22日から平成33年10月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、第1回から第8回の新株予約権につきましては、平成25年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	45,000	145,000	17,000
権利確定	-	-	-
権利行使	25,000	25,000	11,000
失効	-	-	-
未行使残	20,000	120,000	6,000

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	1,500	55,000	142,600
付与	-	-	-
失効	-	1,000	2,600
権利確定	1,500	27,000	-
未確定残	-	27,000	140,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	1,500	-	-
権利確定	1,500	27,000	-
権利行使	-	1,500	-
失効	-	-	-
未行使残	3,000	25,500	-

第9回新株予約権	
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	186,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	186,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 株式数に換算しております。なお、第1回から第8回の新株予約権につきましては、平成25年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	20	270	350
行使時平均株価(円)	2,737	2,988	2,850
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	350	350	460
行使時平均株価(円)	-	2,177	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1,682
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	100
(注)	

(注) 公正な評価単価は、第9回新株予約権の単価であります。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権
株価変動性(注)1	51.05%
予想残存期間(注)2	7年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.303%

- (注) 1. 上場して2年に満たないため類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用し算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の満期日に行使されるものとして推定して見積もっております。
 3. 平成26年12月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	228,580千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	166,146千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,809千円
減価償却超過額	26,291
資産除去債務	1,250
貸倒引当金	8,973
ポイント引当金	2,192
投資有価証券評価損	3,447
未払費用	672
未払事業所税	1,045
税務上の繰越欠損金	1,856
繰延税金資産小計	52,539
評価性引当額	6,640
繰延税金資産合計	45,899
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	2,760
繰延税金負債合計	2,760
繰延税金資産の純額	43,138

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
住民税均等割	1.1
評価性引当額の増減	2.7
税率変更の影響	1.5
海外子会社の適用税率の差異	1.1
雇用促進税制による特別控除	3.4
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0

3. 決算日後の法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	モニブラ ファン ブログサービス (千円)	モニブラ Facebookサービ ス等 (千円)	ウェブソリュー ションサービス (千円)	合計 (千円)
外部顧客への売上高	420,904	1,479,800	262,978	2,163,683

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
1株当たり純資産額	351.28円
1株当たり当期純利益金額	27.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.16円

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	119,867
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	119,867
期中平均株式数（株）	4,285,639
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額（千円）	-
普通株式増加数（株）	296,984
（うち新株予約権（株））	（296,984）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第9回新株予約権 （普通株式）186,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	-	2,163,683
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	-	210,118
四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	-	-	119,867
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-	27.96

(注) 当社は、Allied Asia Pacific Pte. LTD.を新たに連結の範囲に含めたことから、第4四半期より連結財務諸表を作成しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	-	3.97

(注) 当社は、Allied Asia Pacific Pte. LTD.を新たに連結の範囲に含めたことから、第4四半期より連結財務諸表を作成しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,351,866	1,274,760
受取手形	21,657	28,326
売掛金	219,044	262,930
仕掛品	1,661	3,347
前払費用	29,293	27,910
繰延税金資産	14,332	15,432
その他	3,577	45,693
貸倒引当金	18,047	20,940
流動資産合計	1,623,384	1,637,461
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,513	13,538
工具、器具及び備品	11,591	11,682
有形固定資産合計	26,104	25,220
無形固定資産		
ソフトウェア	1,988	9,974
その他	12	12
無形固定資産合計	2,000	9,986
投資その他の資産		
投資有価証券	-	78,840
関係会社株式	-	55,000
長期貸付金	5,700	-
差入保証金	47,072	76,346
破産更生債権等	15,397	11,469
長期前払費用	132	-
繰延税金資産	21,996	27,706
貸倒引当金	18,247	11,469
投資その他の資産合計	72,050	237,893
固定資産合計	100,155	273,101
資産合計	1,723,540	1,910,562

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,097	37,100
リース債務	192	-
未払金	46,067	81,493
未払費用	77,736	90,762
未払法人税等	116,779	39,050
未払消費税等	36,008	65,753
前受金	57,198	44,365
預り金	11,973	14,661
ポイント引当金	2,131	6,158
その他	1,729	5,694
流動負債合計	353,914	385,040
負債合計	353,914	385,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	591,872	597,685
資本剰余金		
資本準備金	563,872	569,685
資本剰余金合計	563,872	569,685
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	213,880	352,971
利益剰余金合計	213,880	352,971
株主資本合計	1,369,625	1,520,342
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	4,994
評価・換算差額等合計	-	4,994
新株予約権	-	186
純資産合計	1,369,625	1,525,522
負債純資産合計	1,723,540	1,910,562

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	1,702,503	2,131,016
売上原価	352,824	606,924
売上総利益	1,349,678	1,524,091
販売費及び一般管理費	2,102,383	2,128,624
営業利益	324,295	239,467
営業外収益		
受取利息	329	474
為替差益	-	66
雑収入	23	36
営業外収益合計	353	576
営業外費用		
支払利息	43	57
株式交付費	8,217	166
株式公開費用	11,100	-
投資事業組合運用損	-	794
営業外費用合計	19,360	1,018
経常利益	305,287	239,025
特別損失		
投資有価証券評価損	-	9,684
特別損失合計	-	9,684
税引前当期純利益	305,287	229,341
法人税、住民税及び事業税	132,937	99,820
法人税等調整額	20,960	9,570
法人税等合計	111,976	90,250
当期純利益	193,311	139,091

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		-	-	100,985	16.6
労務費		195,727	55.8	264,047	43.4
経費		155,171	44.2	243,578	40.0
計		350,898	100.0	608,611	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,586		1,661	
合計		354,485		610,272	
期末仕掛品たな卸高		1,661		3,347	
当期売上原価		352,824		606,924	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
外注費(千円)	59,021	125,209
システム運用管理費(千円)	27,239	41,586
地代家賃(千円)	14,391	18,587

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	189,229	161,229	20,568	371,026	371,026
当期変動額					
新株の発行	402,643	402,643		805,287	805,287
当期純利益			193,311	193,311	193,311
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	402,643	402,643	193,311	998,598	998,598
当期末残高	591,872	563,872	213,880	1,369,625	1,369,625

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	591,872	563,872	213,880	1,369,625
当期変動額				
新株の発行	5,812	5,812		11,625
当期純利益			139,091	139,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	5,812	5,812	139,091	150,716
当期末残高	597,685	569,685	352,971	1,520,342

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	-	-	-	1,369,625
当期変動額				
新株の発行				11,625
当期純利益				139,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,994	4,994	186	5,180
当期変動額合計	4,994	4,994	186	155,896
当期末残高	4,994	4,994	186	1,525,522

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価の方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

・株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券差額金に含めております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
短期金銭債権	-	44,269千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)	当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	-	9,297千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.8%、当事業年度70.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.2%、当事業年度29.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)	当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
広告宣伝費	241,415千円	323,843千円
給料手当	374,192	515,976
雑給	22,121	17,782
法定福利費	59,871	78,933
役員報酬	66,966	68,213
採用教育費	41,293	35,376
地代家賃	36,527	42,817
減価償却費	7,625	7,476
貸倒引当金繰入額	16,327	7,612
ポイント引当金繰入額	2,131	4,027

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式55,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	10,340千円	6,809千円
減価償却超過額	15,088	26,291
資産除去債務	856	1,250
貸倒引当金	9,166	8,973
ポイント引当金	809	2,192
投資有価証券評価損	-	3,447
未払費用	713	672
未払事業所税	572	1,045
繰延税金資産小計	37,549	50,682
評価性引当額	883	4,783
繰延税金資産合計	36,666	45,899
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	2,760
前払費用	337	-
繰延税金負債合計	337	2,760
繰延税金資産の純額	36,328	43,138

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 決算日後の法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	22,515	1,378	-	2,353	23,893	10,355
	工具、器具及び備品	27,654	7,490	3,180	7,458	31,965	20,283
	計	50,170	8,868	3,180	9,811	55,858	30,638
無形固定資産	ソフトウェア	3,523	9,830	-	1,843	13,353	3,379
	その他	12	-	-	-	12	-
	計	3,535	9,830	-	1,843	13,365	3,379

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 増床関連・インフラ整備 1,846千円
ソフトウェア BRANDCoシステムの開発 8,630千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	36,294	32,409	11,497	24,797	32,409
ポイント引当金	2,131	6,158	-	2,131	6,158

(注) 貸倒引当金及びポイント引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.aainc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年3月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年3月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第10期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年5月15日関東財務局長に提出

第10期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

第10期第3四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月14日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書(新株予約権証券の発行)及びその添付書類

平成26年9月17日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月26日

アライドアーキテック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 亨 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテック株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテック株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アライドアーキテクツ株式会社の平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社が平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月26日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。